

瀬戸市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひとり親の養育費の取決め内容の債務名義化を促進し、ひとり親家庭の児童の権利として養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に係る費用に対し、瀬戸市養育費に関する公正証書等作成費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 20歳に満たない者をいう。
- (2) ひとり親 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。
- (3) 養育費 民法（明治29年法律第89号）第766条第1項に規定する子の監護に要する費用をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、第5条第1項の規定により交付申請をする時において住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているひとり親であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 養育費の支払いの取決めの対象となる児童を現に扶養している者
- (2) 養育費の支払いの取決めに係る経費を負担した者
- (3) 養育費の支払いに係る債務名義を有している者
- (4) 補助金の交付の対象となる債務名義に対して、過去にこの要綱又は同一内容の国、他の地方公共団体等の支援制度による財政的支援を受けていない者
- (5) 市税を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- (2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、養育費の取決めに係る経費のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 公証人手数料令（平成5年政令第224号）に定められた公証人が受ける手数料
- (2) 家庭裁判所の調停申立て等に要する収入印紙代
- (3) 戸籍謄本等の添付書類の取得に要する費用
- (4) 連絡用の郵便切手代

2 補助金の額は、補助対象経費の総額又は4万円のうちいずれか低い額とし、予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書（第1号様式）及び調査同意書（第2号様式）を、補助金の交付対象となる債務名義が確定した日の属する年度の3月31日（同日が瀬戸市の休日を定める条例（平成3年瀬戸市条例第16号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、同日前の直近の休日でない日）までに、市長に提出しなければならない。ただし、期限までに提出することができない特別の事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。

- (1) 申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し
- (2) 申請者に係る児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。）
- (3) 補助対象経費の金額が分かる領収書等
- (4) 養育費の取決めを交わした文書（債務名義化したものに限る。以下同じ。）
- (5) その他市長が必要と認めるもの

（審査）

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、交付の可否及び補助金の額について決定する。

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めるときは、当該申請をした者に対し、養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定通知書（第3号様式。以下「交付決定通知書」という。）により通知する。

2 市長は、前条の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、当該申請をした者に対し、理由を付して、養育費に関する公正証書等作成費補助金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付決定通知書を受領後、速やかに養育費に関する公正証書等作成費補助金請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、受給者に対し補助金を交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第5条第1項の規定による申請後に、当該申請を取り下げようとするときは、養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請取下書（第6号様式）により申請の取下げを行うものとする。

2 前項の申請の取下げをすることができる期限は、交付決定通知書を受け取った日の翌日から起算して7日とする。

（決定の取消し）

第10条 市長は、申請者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、養育費に関する公正証書等作成費補助金交付決定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（補助金の交付に関する調査）

第12条 市長は、補助金の交付について必要と認めるときは、当該補助金の交付の前後を問わず、申請者又は交付決定通知書を受けた者に対し報告又は必要な資料の閲覧を求めることができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。